

全国レディース中央会賛助会員規約

制定 平成30年7月19日

(目的)

第1条 この規約は、全国レディース中央会（以下、本会という）が会則第30条の規定により設置する賛助会員制度について必要な事項を定め、もって外部関係者の本会に対する協力と理解を高めることにより、本会の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資格)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本会の趣旨に賛同し、本会事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し次の事業を行う。

- (1) 本会が作成又は発行する資料の提供
- (2) 情報交換等のための会議等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加入)

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、役員会の承諾を得て加入するものとする。

(会費)

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。会費の額については、総会で定めるものとする。

(脱退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、その理由を明記してあらかじめ本会に申し出て脱退するものとする。

(除名)

第7条 次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本会の事業を妨げ、または妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意または重大な過失により、本会の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他本会の信用を失わせる行為をした賛助会員

(その他)

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、役員会で決定する。